

四国中央市防災士ネットワーク規約（案）

（名称・構成）

第1条 この会は、四国中央市内に在住若しくは勤務する防災士であって、本会の目的に賛同する者の自由意思をもって「四国中央市防災士ネットワーク」を構成する。

（目 的）

第2条 防災士の相互連携、知識・技能の向上、市民に対する啓発・知識普及を図るとともに、災害時には、住民自らが行う各種活動に可能な範囲で参加して、リーダーシップを発揮し、地域防災に寄与する。

（活 動）

第3条 本会は、会目的を達成するため次の活動を行う。

（1） 平常時

- ア 各種活動を通じた会員相互の連携強化、関係機関・団体との連携推進
- イ スキルアップ研修の企画・運営
- ウ 市・地域の防災訓練等への協力
- エ 市民に対する防災知識の普及啓発

（2） 災害発生時（市域内）

- ア 住民自身が行う初期消火、避難誘導、避難所開設等におけるリーダーシップ
- イ 市への被害情報の通報（特に救出救助）、住民への災害情報の伝達（今後事項）

（3） 災害発生時（市域外）

災害ボランティアとして被災地支援活動への自主的参加

（会 員）

第4条 本会への入会を希望する者は、本会に届け出るものとする。

2 本会は、防災士資格の取得者に対して、本会の趣旨を説明し入会案内を行う。

（組 織）

第5条 本会に、地域に根差した協同活動を狙いとして各地区に世話人を置くとともに、本会の代表として代表世話人を置く。

（1） 代表世話人 1名 ※地区世話人が兼務可能

（2） 地区世話人 3名（川之江・新宮地区、三島地区、土居地区）

2 世話人は会の活動をサポートする。

（1） 代表世話人

世話人会及び活動報告・交流会を主催する。

（2） 地区世話人

地区内の会員、活動等について掌握し、活動促進を図る。

3 地区世話人は各地区会員から選出し、代表世話人は地区世話人から地区世話人3名間で協議して選出する。任期は1年とするも再任は妨げない。

(運 営)

第6条 本会は、構成が主として生業を有する市民であることから、市が運営するホームページ及びLINEを主たる手段として運営し、情報提供、相互連携等を図る。

2 各種活動案内・防災知識等に関する情報提供及び募集は次のとおり行い、活動への参加は各会員の判断による。

(1) 各会員の発意により企画する活動案内（防災知識の情報発信等を含む）

(2) 市等からの情報提供（活動案内を含む）

(3) 地区を跨いでグループ活動を妨げない。

(世話人会)

第7条 世話人は、会の運営改善の協議、活動報告・交流会その他活動の準備等で協議が必要な場合、適宜の時期・手段により会合を行う。

(活動報告・交流会)

第8条 本会の活動促進、市全域での相互交流を目的として、年度末（3月）に活動報告・交流会を開催し、当該年度の活動成果、次年度活動の予定、行政の情報発信、世話人の交代、規約改正等を行う。

2 議事を図る場合は、参加者の過半数以上をもって可決する。この際、不参加者の処置を適切に行う。

(管 理)

第9条 世話人は、次の事項により記録する。

(1) 代表世話人は、年度活動成果、次年度活動予定、世話人交代、規約改正等、議事録並びに年度名簿、世話人会議事録を保管

(2) 地区世話人は、当該地区の活動成果のHPアップ促進、地区名簿整備

2 会が管理する個人情報、個人情報保護法に基づき管理するものとし、細部要領は別途定める。この際、年度末に会員名簿を市に提出する。

3 市から、ホームページ等のハード面の管理について支援を受けるものとする。

4 本会は、会員の負担（金銭負担・役員負担）軽減を図るため、年会費等は設定しない。

附 則

この規約は、令和7年〇月〇日から運用する。